

2020年 4月 20日

従業員各位

取締役 内野敦史

新型コロナウイルスに伴う臨時休校における所定労働日の取扱いについて
(子育て支援に関するお知らせ)

新型コロナウイルス感染症対策として、すべての小学校、中学校および高等学校に2020年4月22日から2020年5月6日まで臨時休校とするよう政府から要請があったことに伴い、子育てをする従業員への支援として、勤務が困難となる所定労働日につき下記のとおり休暇として取り扱います。

記

1.対象者

以下のいずれの要件を満たし、会社の承認を受けた従業員。なお、子育てをできるほかの家族がいる従業員、学童保育等に子どもを預けることができる従業員および従業員の両親等に子どもを預けることで通常勤務ができることができる従業員等は、できる限り出勤することを検討してください。

- ① 2020年4月20日時点で小学校4年生以下の子どもがいる従業員
- ②共働きの従業員（共働きとは、配偶者が配偶者の勤務する企業で社会保険に加入していることを目安とします）

※この条件に当てはまらない場合で、子どもが障害者等により特別に子育てが必要な場合は個別に申し出てください。

2.対象期間

2020年4月20日から2020年5月6日までの臨時休校となる期間を予定します。ただし、学童保育等の開設状況等を勘案し、期間を延長することがあります。

3. 申請手続き

法人に以下の項目を記載した休暇申請を、休暇取得日の始業時刻前までに連絡してください。申請にあたり、法人がさらなる状況を確認することがあります。

- ①対象となる子どもの氏名、学年、生年月日
- ②休暇の取得を希望する期間
- ③配偶者の勤務状況（勤務先会社名と1週間の労働時間）
- ④特別有給休暇取得日の緊急連絡先（電話番号）

4. 給与の取扱い

- ・特別年次有給休暇の取得を希望する場合には、特別年次有給休暇の申請を別途行ってください。
- ・政府の要請であることおよび当社の子育て支援として、適正な申請・利用が行われた日には特別有給休暇として取扱いします（所定労働時間を勤務したものとみなし給与を支給します）。

5. その他

この措置は、政府からの要請に基づき、特例として設ける制度です。主旨を理解の上、適正に利用してください。主旨を逸脱した申請は、承認を行わず、すでに承認したものを取り消すことがあります。また、休暇とする中で臨時的に業務に就ける時間帯があれば、業務への前向きな対応をお願いします。業務の都合で、会社から緊急連絡先に連絡することがありますが、了承の上、制度を利用してください。

以上